

平成30年度 第4回小牧市地域協議会推進市民会議 会議録

- 1 開催日時** 平成30年11月27日(火)
午前10時～正午

開催場所 小牧市役所 本庁舎6階 601会議室

2 出席者

- (1) 推進市民会議委員 19名
(欠席：1名(鳥居委員))
- (2) 事務局 山田地域協働担当部長
協働推進課：入江課長、松浦係長、長屋
- (3) 傍聴者 なし

3 会議資料

会議次第

第4回小牧市地域協議会推進市民会議 配席表

資料1-1 第3回地域協議会推進市民会議の振り返り

資料1-2 第3回地域協議会推進市民会議 グループワーク結果
(制度(案))

資料1-3 第3回地域協議会推進市民会議 グループワーク結果
(運用(案))

資料2 地域協議会に関する制度(案)検討内容

資料3 地域協議会に関する制度の運用(案)検討内容

4 会議内容

- 1 会長あいさつ
- 2 前回の振り返り
- 3 地域協議会に関する制度(案)・運用(案)について
- 4 その他

【事務局】

おはようございます。

会議を始めます前に報告をさせていただきます。

去る11月10日に、光ヶ丘小学校区において地域協議会が設立されました。また、11月25日には小木小学校区においても地域協議会が設立されました。この2小学校区が設立されたことにより、16小学校区中8小学校区で地域協議会が設立されたということになりますので、ご報告をさせていただきます。

それでは、本日お忙しい中お集まりをいただきまして、ありがとうございます。ただいまより第4回小牧市地域協議会推進市民会議を開催させていただきます。

会議に先立ちまして、皆様に市民憲章の唱和をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、ご起立をお願いいたします。

お手元の次第裏面をご覧くださいまして、私が先導させていただきますので、後についてご唱和をお願いします。

(小牧市民憲章 唱和)

【事務局】

どうもありがとうございました。ご着席ください。

本日の予定につきましては、お手元の会議次第のとおりです。

それでは、次第1の会長あいさつといたしまして、加藤会長からごあいさつをお願いします。

【加藤会長】

おはようございます。

今日は第4回ということで、今年度の会議の取りまとめとこれまでグループワークで話し合ってきた内容を事務局がまとめてくれていると思いますので、皆さんには新しい制度や運用について、よりよくなるような話し合いができればと思いますので、よろしくをお願いします。

【事務局】

ありがとうございました。

本日鳥居委員におかれましては、欠席の連絡がありましたので、会議の

前に報告をさせていただきます。

それでは、以後の司会進行におきましては、加藤会長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【加藤会長】

よろしくお願いいたします。

まず会議を始めます前に、この会議は設置要綱の第5条第3項に基づいて会議を公開することとされていますが、本日の傍聴人はいないことを報告させていただきます。

それでは、次第2の前回の振り返りについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、説明させていただきます。

初めに、事前配布させていただいております資料の確認をお願いしたいと思います。次第、配席表、資料1-1 第3回地域協議会推進市民会議の振り返り、資料1-2 第3回地域協議会推進市民会議グループワーク結果（制度（案））、資料1-3 第3回地域協議会推進市民会議グループワーク結果（運用（案））、資料2 地域協議会に関する制度（案）検討内容、資料3 地域協議会に関する制度の運用（案）検討内容を事前に配付させていただいておりますが、お手元に資料はございますでしょうか。

それでは、次第2前回の振り返りということで、資料に沿って説明をさせていただきますので、資料1-1 第3回地域協議会推進市民会議の振り返りをご覧ください。主な内容を説明させていただきます。

第2回のグループワークの中で出た各グループからのイチオシ提案と設立されました地域協議会から出た現行の制度に対する意見や提案等を受け、市と地域協議会が課題解決に向けてできることをまとめました。その中で、第3回は「地域協議会の認定制度」について重点的に検討を進めることとしました。

それを踏まえ、事務局がまとめました地域協議会に関する制度（案）と運用（案）につきまして、4つのグループに分かれてグループワークを行いました。その内容の中で、いいねという意見と、こうするともっといいねという意見を出していただき、各グループの提案ベスト3の共有を行い

ました。

各グループから出された提案のベスト3を紹介させていただきます。

Aグループは、①目的をもっとわかりやすい表現にすること。市民を住民同士にするということ。②公正・民主的な判断が難しい。認定の取り消しは、第三者機関が決めるのかという点。③活動目標について、段階的に示す必要があるのか、もっと具体的に活動内容を示すべきという意見が出されました。

Bグループは、①活動段階は準備段階を含めたものとして、段階についてはメンバーで見定めるもの。②地域協議会の会員の内容を、企業、市民活動団体、学校などを入れるなど、もっと具体的にすること。③地域協議会の活動に誰でも参加できる、したいこと、していることなどを応援・支援できるものとするという意見が出されました。

Cグループは、①活動段階は、地域協議会立ち上げの段階で指標となる第1段階のみとし、あとは地域独自の課題に取り組むということ。②地域協議会の名前には、小学校区名を必ず入れること。③解散するときの手続について意見が出されました。

Dグループは、①他の地域協議会との合同事業も可とするということ。②単年度決算というものは基本ですけれども、複数年度にまたがる支援があってもいいのではということ。③名称にニックネームをつけてはどうかという意見が出されました。

それらの12の提案とあわせてその他に各グループからピンク色の附箋で、もっところするといいいねという意見が出たものを1つ1つ該当する項目ごとにまとめた資料が資料1-2と1-3となります。

では、まず資料1-2をご覧くださいと思います。

こちらが地域協議会の制度（案）に対して、意見をそれぞれ項目ごとでまとめてありまして、左側の列がA-1からA-7まで区分けして制度の内容が記載をされております。

矢印を挟んで右側の列、こちらが各グループから出た意見を項目ごとでリストアップしてあります。

意見の頭のところに星マークがついているものが、各グループから出たベスト3のうちの1つとして表記されております。また、意見の末尾のところ、括弧書きがされていますのが、提案されたグループ名を表しています。

例えば、制度を設ける目的は何というところのA-1は、星マークがついている目的、わかりやすい表現、市民、住民同士というのがAグループの提案ベスト3のうちの1つ。その下、制度を設ける目的がわかりにくいというのがAグループのピンクの附箋で出た意見ということでまとめています。個々の意見に対する市の考え方につきましては、資料2と3でまとめて示させていただきたいと思いますので、1つ1つ全てを紹介することは、時間の都合上省略をさせていただきますので、全体を見ていただきまして、どこの項目でどんな意見が出ているかというところを確認するときにご活用いただきたいと思いますと考えています。

続きまして、資料1-3をご覧ください。

こちらが地域協議会の制度の運用（案）に対して、意見をそれぞれの項目ごとでまとめてある資料となっております。

資料の作り自体は資料1-2と同じものになっておりまして、B-1からB-8まで、項目ごとに出た意見を右側の列で整理をしています。この資料につきましては、地域協議会の活動段階B-3のところでは各グループから多くの意見が出ていることがわかると思いますので、こちらについても資料3の中でご意見を受け、修正したことや市の考え方についても説明をしていきたいと考えています。

前回の振り返りにつきましては、以上です。

【加藤会長】

ありがとうございました。

縦長の表で上手にまとめていただきました。各グループの意見が出ているところ、意見がないところもあり、おもしろいのはABとCDで意見の食いつきが違ったり、CDグループは名称とか支援の内容など細かいところに着目していること、ABグループは全体の目的であったり、言葉の使い方だったり総論のようところに目を付けたり、各グループの特徴がよく出ていると思いました。

運用（案）は、どのグループからも意見が出ている発表段階の表記、第1段階、第2段、第3段階という形に決めるのはどうなのということも含めていろんなご意見があったかと思います。

この3枚でこれまでの話し合いをうまくまとめてくださっていますが、何かございましたら挙手にてご意見を伺いたいと思います。よろしいです

ね。

それでは、これを受けてどうなったのかというのを、次の資料でご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、続きまして次第3の地域協議会に関する制度（案）、運用（案）について説明しますので、まずは資料2の地域協議会に関する制度（案）検討内容をご覧ください。1ページ目をご覧ください。

制度を設ける目的、A-1についてです。

推進市民会議の中では、目的をもっとわかりやすくする、具体的な記載をするという意見が出されました。市の考え方としては、今回の目的の具体的な表記につきましては、制度の解説や地域協議会制度方針、助け合い交付金ガイドブックなどを見直しする中で記載をしていきたいと考えています。

また、「市と市民が協働して」を「市民が相互に助け合い」といった文章にしてはどうかという意見については、意見を受けて一部修正するものといたします。

その下、区単位の自治活動の住み分け、地域協議会のメリット、市民を企業、市民活動団体など分けて記載するなどの意見につきましては、ご意見を受けて一部修正し、具体的な表記については、先ほど申し上げたように制度の解説、制度方針等を見直しする中で記載をしていきたいと考えています。それらの意見を踏まえて、文面の修正を行いました。

地域協議会の全体のところ、「地域を包括し代表する新たな組織として」と「市民が相互に支え合い、助け合う地域づくり」という文面に修正をさせていただきました。

解説では、その目的について記載して、地域自治組織の中の地域協議会について認定要件や活動内容、市の支援などを規定することで新たな自治組織としての地域協議会の位置づけを明確にするものとしております。

2ページ目をご覧ください。

市民、地域協議会、地域協議会設立準備委員会、A-2についての項目となっております。

推進市民会議での意見では、地域協議会の会員を企業、市民活動団体などわかりやすくすること。市民の範囲が広過ぎてちょっとわかりづ

らいという意見、企業、学校、市民活動団体も関わるといいという意見が出ました。

市の考え方としては、(1)市民という文面は、自治基本条例の文面と合わせておきまして、自治基本条例の考え方の中で「市民」というのは、住民や学生、企業や団体など全てを含んでいるという考え方になりますので、その内容を準用したものとなっております。また、(2)地域協議会の文面の中での「市民」というものについても、その考え方を準用しています。また、そのような具体的な表記についても、制度方針などを見直しする中で記載をしたいと考えています。

また、認定は誰が行うのかというものについては、事務手続については協働推進課が事務局として行いますが、制度上は市長が行うという取り扱いになります。

それらの意見と市の考え方を踏まえまして、「市民」の表記の中で「若しくは」という言葉が複数入っていましたが、それらを省いてわかりやすく表現をしております。「学ぶ者、また市内で活動し事業を行う個人、法人、団体」をいいますという表現にしました。

その下の解説の中では、市民、地域協議会、地域協議会設立準備委員会の詳細な説明が記されています。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

地域協議会の詳細、認定の手続、活動内容がA-3で、名称がA-3-1、構成員がA-3-2でそれらをまとめて記載した資料になっています。

名称については、小学校区名を必ず入れる、ニックネームをつけたらどうだろうかという意見が出たところでございますが、それに対しまして、ご意見を受けて一部修正するものとして、詳細は制度の解説等見直しをする中で記載をしていきたいと考えています。

また、構成員につきましては、区域外の人でも参加できること、範囲をわかりやすくすること、多様な団体があってもよいという意見が出たところですが、市としまして、地域協議会の構成員は、あくまでその学区の区域内の市民とさせていただいておりますが、活動については区域外の方ももちろん参加することができるという考え方でいますので、そういったところについても制度の解説、制度方針等の見直しの中で具体的な記載をしていきたいと考えています。

なお、「市民」はA-2の自治基本条例の定義を準用する形で考えてい

ます。

その下、準備委員会の構成員についてはどうなるのかという意見については、地域協議会と同様であるという考え方となります。

それらの意見や考え方を踏まえまして、名称のところで「通称名を設けることができます」という表現にさせていただきました。

その下の解説のところでは、〇〇小学校区地域協議会として市は認定するということになりますが、通称名を別途設けることができるということ、それから「市民」の定義や区域外の方の関わり方について記載をしています。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

こちらが認定の要件A-3-3と、地域協議会の範囲A-3-4をまとめて記載しております。

認定の要件に関して、推進市民会議の意見では、公正、民主的という判断がどのように行うのか、公正がわかりにくい、どのように認定していくのかという意見がありました。市の考え方としては、公正・民主的な運営というのが、例えば地域協議会の個人のメンバーが独断で決めるものではなく、総会や運営委員会などの決定機関を経て計画等が決定されていることで判断することとなるのではないかと考えています。こちらの具体的な表記につきましても、解説や制度方針などを見直しする中で記載をしたいと考えています。

また、市民が自由に活動に参加できるようにするためには、計画の大綱化が必要ということで、こちらについては、今まさにご意見をいただいて検討しておりますこの制度を確立することで市民の自由な活動参加につなげていきたいと考えています。

市の基準や規約につきまして、細かくしないほうが良いということについては、制度として制定するときには市がやるべきこと、市民に委ねることなどを全体のバランスを考えながらやっていきたいと考えています。

その下、地域協議会の範囲です。「概ね」というところを「原則として」にしてはどうかというところ、小学校区単位ではなくて、例外があってもいいというご意見をいただきました。協議会の連合化も必要といったご意見が出ております。こちらについては、文面を「原則として」に修正します。また、その「原則として」の中に、小学校区単位の例外も含みを持たせている表現にしております。

解説で、地域協議会の認定要件についてですが、どこの組織か識別できることや、規約、協議会の運営、区の代表者の参画、自由な参加ができる団体ということで、細かい書類のやりとりについては後ほど説明します運用の中で決めるものとしたしました。「市民」につきましては、A-2の定義を準用いたします。

最後ですが、地域協議会の範囲は、区域というエリアの意味合いと、その数の限度をあらわす2つの意味合いがありまして、1つの小学校区で1団体とさせていただいております。

5ページ目をご覧ください。

こちらが地域協議会の活動内容A-3-5、地域協議会がしてはならない活動A-3-6をまとめて記載しております。

推進市民会議の中の意見では、他の地域協議会との合同事業を可とすること、単年度決算は基本だが、複数年度にまたがる会計ができるといいといった意見をいただいております。市の考え方としては、合同事業や複数年度決算についての具体的な考え方は解説や制度方針など見直しをする中で記載をしていきたいと考えています。

また、「話し合い」のところを「提起と対策」に修正してはどうかというところにつきましては、申し訳ありませんが原文のままとさせていただきました。

その下のB-3との計画の関係がわかりにくいということで、運用の中の文面と整合性がとれていませんでしたので、B-3運用の中身を修正して文面を合わせることにいたしました。

それらの意見を踏まえまして、文章の内容の(5)と(6)を整理して表記いたしました。ここは市民への地域協議会への活動の参画についての呼びかけが(5)で、(6)がほかの地域協議会との連携及び協力などを提起する形で記載しております。

解説では、(1)から(4)のそれぞれの活動の詳細を説明しています。また、地域協議会は市が認定する組織ということになることから、公共性のない事業や宗教、政治活動、反社会的な活動はしてはならない活動として挙げさせていただいております。

続きまして、6ページをご覧ください。

こちらが地域協議会への市の支援A-4、書類の届出A-5をまとめて記載しております。

推進市民会議の意見では、支援の内容をもっと具体的に示す、財政支援がどのぐらいなのか明確であるとよいといった意見が出ました。詳細につきましては、解説や制度方針等を見直しする中で、記載をしていきたいと考えています。

また、地元の祭りへの補助、助成制度を作ることについては、今回の制度ではなく別の制度で検討していきたいと考えています。

その下の物的支援、企業の寄付もオーケーというところにつきましては、地域協議会から地域や地域の企業から直接受ける支援があるとするれば、それは特に問題がありませんという形で記載させていただいております。

その下の複数年度にまたがる支援があるといいというような意見については、今のところ市職員が地域協議会に関わってサポートしていく地域パートナー制度が人的支援としてあり、そちらが単年度で終わりという制度ではなくて、複数年度に亘って行う支援になっておりますので、そのような表記をさせていただきました。

その下の解説の中では、地域協議会の市の支援として地域助け合い交付金による財政支援、地域パートナー制度による市職員の人的支援、活動拠点への倉庫の設置などの詳細を記載しました。また、併せて地域協議会設立準備委員会への財政支援についても明記をいたしました。

続きまして、7ページ目をご覧ください。

地域協議会の認定の取り消しA-6、細かい手続A-7についてです。こちらまとめて記載をしております。

推進市民会議の中で認定の取り消しについて、誰がいつ判断するのか、第三者機関が行うのか、また取り消しや解散の後の再立ち上げについてもありではないかということが挙げられました。市の考え方については、認定の取り消しについては、この推進市民会議の中で諮りまして、市が認定の取り消しを行うといったプロセスを行うといいのではないかとということで、こちらについては後ほど説明する運用の中で記載をしていきたいと考えています。

また、取り消しの際の資産の扱い方や、してはならない活動について文章を明確にするとか、取り消しだけではなくて、フォローしてあげるといった意見も出されておりますが、そういったものも総合的に解説や制度方針などを見直しする中で記載をしていきたいと考えています。

これらを受けて修正したところは特にございませんが、運用の中でこの

詳細を記載していきたいと思えます。

解説の中では、再度の認定につきましても可能であると記載をさせていただきます。資料2の説明については、以上です。

【加藤会長】

ここで一回切りましょうか。後で運用の方は説明をしてもらいますが、制度（案）について、1つはもう少し教えてという質問。もう1つはこうした方がもっとよくなるという提案があれば、会議の中で共有したいと思えます。

質問と提案を一人で考えても煮詰まってしまうので、いつものように隣通し2人ずつペアになっていただき、そのペアで話し合いをしましょう。

それでは、10分間話し合いをお願いします。

(10分間話し合い)

【加藤会長】

ちょうど時間になりました。ペアで話し合った内容を全体で協議したいと思えます。ペアの代表の方に発表していただきたいと思えます。

それでは、上坂委員からお願いします。

【上坂委員】

5ページA-3-6の、地域協議会がしてはならない活動のところですが、地域協議会という組織でなければ、個人で政治活動などをして問題ないのかという質問をさせていただきます。

【事務局】

この地域協議会の制度については、協議会としての活動について規定するものです。協議会全体で、ある特定の政治家を応援や推薦をするような行為などは認められませんが、例えば会長が個人として、とある政治家の後援会など活動される場合について、市としてはそこまで制限するものではないと考えています。個人の活動と協議会の活動は分けて考えることとしております。以上です。

【加藤会長】

ありがとうございます。

それでは、お隣の吉田委員お願いします。

【吉田委員】

準備委員会の構成員のところ、地域協議会を進める準備段階で、すでに活動されている他の地域協議会の方にいろいろと教をいただくことは非常に意味のあることではないかと思いました。

【加藤会長】

ありがとうございます。

それでは、秦野委員お願いします。

【秦野委員】

4 ページの地域協議会の範囲というところで、地域協議会は1つの小学校区につき1団体というのは原則的にはいいと思いますが、やはり校区によっては、範囲をもっとフレキシブルに考えたほうが、今後の時代変化に対応できるのではないかというような意見がありました。このあたりをどう表現するといいかと思いました。

【坂下委員】

区によっては、小学校区がまたがっているところがあります。

【事務局】

実情としては、例えば区で2つの小学校区にまたがっているところは、少なくありません。本庄小と味岡小でもそうですが、両方の小学校区の協議会に参加することができる形で運用する場合と、住民の方がどちらかなじみのある小学校区の方に参加することができる形で運用する場合があります。

【加藤会長】

それでは、坂下委員お願いします。

【坂下委員】

5 ページの会計の単年度か複数年度というところで、4月、5月など年度初めも活動することを想定すると、継続して活動するための資金の確保については必要ということを感じました。

それから、もう少し活動の中に子供に対して焦点を当てたものがあったもいいのではないかと思いました。習い事や家庭の事情で子ども会に入れない子供たちも、地域全体で子供を育てようという考え方を持つことで、それが次の世代につながるのではないかと思いました。

餅つき大会やスポーツ大会をされたということがあったので、そういう視点も今後の活動方針として入れていくといいと思いました。以上です。

【加藤会長】

ありがとうございます。

それでは、複数年度にまたがる会計と、子供たちつまり次世代育成について協議会の活動内容に特記するのかといったご提案がありましたが、いかがでしょうか。

【事務局】

現状では、市の予算が単年度であり、会計も単年度で処理しています。場合によっては複数年にまたがる事業もありますが、それぞれの年度で精算しています。ただ、年度初めの4月か5月に事業がある場合については、その前の年度で準備行為として、ある程度の物を買っておくなどの対応をすることもあり得ます。現状では、年度初めは地域協議会も委員が替わる関係もあり、そんなに事業を実施している協議会はありませんが、そういった事態になれば対応を相談しながら進めていきます。

子ども会については、まさしくおっしゃるとおりで、そういったところからこの協議会の必要性を認識していますので、それについては意見としていただきながら、どこでそういった考え方を入れるのかということも検討したいと思います。

【加藤会長】

ありがとうございました。

それでは、大杉委員お願いします。

【大杉委員】

1つは感想、1つは意見です。

まず1ページ目です。真ん中にありますが、目的A-1のところに「市民」の定義が小牧市自治基本条例に規定するとありますが、そもそもこの自治基本条例を知っている人はほとんどいないです。したがって、「市民」の内容が解説等で明記されるようになってはいるものの知っていることが前提になってしまっていることが、少し丁寧さに欠けると感じました。

2点目です。これは意見です。

5ページの活動内容で、前回のBグループから話し合いに対して提起と対策というご提案に対して、原文のままとさせていただきましたというのがありますが、修正するという意味合いよりも、地域の課題や対策等についての話し合いというような、この協議会が目的としておるような内容がある程度加味した表現にさせていただきたいと思います。話し合いというと、いわゆる雑談のようなものになってしまう可能性もあり、それでは意味がありませんのではないかと思います。

【加藤会長】

2つありました。1つは自治基本条例に基づくというのであれば、ベースのものを丁寧にみんなで分かち合ってから話したほうがいいというご提案。もう1つは、話し合いそのものを提起と対策に変えるのではなくて、地域の課題、提起や対策についての話し合いという意味だということですが、いかがでしょうか。

【事務局】

制度の内容のところを見ていただくと、実際に話し合いというところは、(1)地域の課題に関する話し合いということで記載されておりますが、もっと具体的にということでしょうか。

【大杉委員】

話し合いの目的が課題解決というところを表現に加え、実際の会議で目的がわかりやすいような形で明記していただければいいかと思います。

【加藤会長】

それでは、落合委員お願いします。

【落合委員】

個人的な考えですけれども、1ページの目的のところの「市民」から「住民同士」にしたらどうかと思います。私たち地域協議会の中ではやはり「住民」という言葉の方がなじみやすいと感じますが、先ほどの話で条例に基づくというものであれば難しいとは承知しておりますが、提案をさせていただきます。

【加藤会長】

自治基本条例に合わせて「市民」の意味合いは全てが網羅されていることになりませんが、住民という馴染みのある表現にしたらどうかというご提案です。いかがでしょうか。

【事務局】

先ほど説明させていただいたところですが、自治基本条例の中に「市民」とその定義は示されておりまして、制度上は準用することとし、併せて作成する予定の解説やガイドブックの中で「住民」と強調して書かせていただくということを考えています。

【加藤会長】

でも一方で、この会議の中で、その居住者に限らないという意見もたくさん出ていています。企業であったり働く人であったり、そこに関わる事業をされている他の団体がお手伝いをするという意見もありましたので、市民というのが必ずしもなじまないわけでもないのかなとも思えます。

表現の仕方についてガイドブックなどで工夫して書いていただくということにしたいと思います。

それでは、小柳委員お願いします。

【小柳委員】

前回からそれぞれの立場で意見が出されました。それで、まとめとしては、事務局はかなり努力していただいたというように思っております。

16小学校区ありますが、範囲もそれぞれ違いますし、違ったところで地

域協議会を1つずつ立ち上げていこうと思えば、この制度の細かな字句については、あまり問題にしたくないと考えています。その都度、状況に合わせてかみ砕いて、その地域のものにしていけばいいというように思っております。

それからもう1つは、地域協議会ができたから全てが解決できると捉えられないようにした方がいいと思いました。特に住民の身近な問題について、どのような解決をしていくかをみんなで考える場が地域協議会の役割だということをきちんと周知していかないと大変なことになると考えます。

例えば私は桃花台に住んでいますが、桃花台が将来どういうふうになっていくかという問題については、1つの地域協議会ではとても話のできる問題ではないと思っています。

それから5、6ページですが、協議会の連合化も必要だということが言われております。この背景には、小牧南部の「ふらっとみなみ」と小牧西部の「ゆう友せいぶ」は、2つの小学校区が合わさっていますので、その辺も踏まえてまとめられたと思っています。

それで、協議会は小学校別に名前をつくってもらっても、2つのところで協力してやれるような体制をつくれれば、この4つの小学校も前向きに取り組める状況ができてくるのではないかというように思って読ませていただきました。

それから6ページ目の地元の祭りへの補助制度、これに対しては別の制度で検討するということですので、今後の動きを注視していきたいと思えました。

【加藤会長】

ありがとうございました。

それでは、山田委員お願いします。

【山田委員】

5ページの地域協議会がしてはならない活動というところに公共性がない活動というのがありますが、営利目的の活動についてはこれに該当するかどうかご教示ください。

例えばサロンの中で、あるときクッションを8,000円で売り込む業者が入り込みまして、お年寄りにアプローチしていたというようなことがあります。

ました。そういうすき間を狙って、とにかく儲けたいという人が協議会の中にもそういった人が入ってくるかもしれない。そういったところで公共性がない活動のみでいいのか、営利目的の活動は不可とするとか、そういうことはどこまでいいのか、意見として挙げさせていただきます。

【加藤会長】

それは難しい質問ですね。いかがでしょうか。

【事務局】

今後、将来的に協議会が自立して自主財源を確保するために、例えばコミュニティビジネスをやっていこうということであれば、営利目的ではないにしても、活動範囲が広がることとなります。その辺りについて、現状で公共性がない活動ということを一括りにすることが適切であるかどうかについて、現状では事例もないため判断しかねるところがあります。

加藤先生にもご教授いただければと思います。

【加藤会長】

先ほど言われたように、これからの地域協議会は、全部ボランティアだけではなかなか続かない部分があると思っています、ただお金を稼ぐために活動をするというよりも、活動にお金がついてくるものということに近いと思います。

ただ、その表現の仕方が私自身も、ここへ書いておくといいというのはすぐさま思いつかないので、ガイドブックなどにわかるような表現をするということで、事務局と相談しながらやってみたいと思いますが、それでよろしいですか。

【山田委員】

はい。

【加藤会長】

現場ならではのいい意見だと思います。

それでは最後に、宮嶋委員お願いします。

【宮嶋委員】

小牧南部地区では、「ふらっとみなみ」が応時中学校区で動いている中で小学校区だと米野小と南小があるので、そのあたりを調整していくのが難しいのではないかと感じました。

また、3ページの中の構成員のところ、区域外の市民というところがなかなかわかりにくいかと思いました。この区域外というのはその小学校区以外のことを区域外ということによろしいですか。

【事務局】

そうです。

【田中委員】

構成員は地域協議会のメンバーとして一緒に動く人たちのことだと思いますが、地元の企業が地域にどのように関わっていくことになるのかがイメージできないでいます。

【小柳委員】

私のところは企業がない地域ですが、企業の中で特別な指導者のような人がいると思います。そういう人たちを、例えばスポーツ振興会の活動の中で派遣してもらおうということも、ここの中でも含まれていると私は思います。

それから、実は私の地区は長寿会が設立されていますが、隣の区は解散してしまいましたので、隣の区から準会員が入っています。そういう人たちも含めていくという弾力性を持つというようなことぐらいで、構成員というものをこのような表現にしたと私自身は理解しています。

【田中委員】

ありがとうございました。

【加藤会長】

基本的にはこれまでの議論を踏まえてよく書けているという声が多い中で、いくつかご提案があったことから、ガイドブックなどを見直しする中で工夫して記載しますというのもありましたので、追加・修正を加える中

で最終案にしていこうと思います。

それでは、運用（案）があるので、手短にご説明をお願いします。

【事務局】

それでは続きまして、資料3の地域協議会に関する制度の運用（案）の検討内容1ページ目をご覧ください。

運用を定める目的B-1と地域協議会認定の具体的な手続B-2をまとめて記載しております。

運用を定める目的については、会議で出た意見として、誰でも参加できる、していることやしたいことを応援・支援できる、やる気を邪魔しないとか、あとは否定や要求をしないことをルールに定めるなど、さらに具体的な内容で意見が出されたところではありますが、これにつきましては、やはり地域協議会は誰でも参加できる団体でなければなりませんので、こういった意見も踏まえまして制度方針など総合的に見直しをしていきたいと考えております。

困ったときの相談窓口についても同様の取り扱いとしたいと思っています。

また、既存の活動を申請してもいいかという意見については、もともと地域でやっている事業を地域協議会の事業として実施するという事業計画が立てられれば、それは問題ありません。

また、主たる事務所の所在地が書けるのかという意見については、地域協議会の規約には、地域協議会が主に打ち合わせを実施する会館や会長宅記載をすることとしていますので、こちらについても特に問題はありません。

これらの意見を受けて修正したところは特にはありませんが、解説の中で運用の目的と認定の具体的な手続等の詳細を記載しているところです。

2ページ目と3ページ目をご覧ください。

2ページに亘りまして地域協議会の活動段階B-3を協議しております。先ほどもご紹介しましたように多くの意見をいただいた項目の1つです。推進市民会議の中でいただいた意見としましては、段階的に活動を示す必要がそもそもあるのか、あとはもっと活動の内容を具体的にする、また地域協議会の準備段階も含めたらどうか、活動段階の年数をもっと短くできるのではないかと、地域の文化づくりの項目の追加についてご意見をいただ

いたところでは。

いただいた意見を踏まえまして修正をいたしましたので、後ほど改めて解説いたします。

また、地域協議会そのものについて他の自治体から学べる機会があってもよいというものについては、他の自治体の先進事例を視察研修する事業ということで、1つ課題解決事業として実施した協議会もありますので、こういったものも実施が可能ということで記載をしております。

また、段階的に職員の関わりを減らすという意見については、地域パートナー制度で派遣している市職員については、派遣後6年経過したところで一度、地域協議会の運営状況を確認して、引き続きそのパートナーの派遣の継続が必要なのかというところを加味して、ある程度自立されていてパートナーとしての支援は必要ないということであれば、減らすことも想定しています。

続きまして、意見を踏まえまして以下のところで、活動段階B-3の修正を行いました。

準備段階としまして、地域住民の意識の醸成と地域に合った設立の手順の検討、あとは機運が高まったところで設立準備委員会を発足して、地域協議会の役員や規約、事業計画、予算等の検討という内容を入れた段を一つ追加しています。

その下の活動の段階については、以前の計画の年数から1年前倒すような形で地域協議会設立日から2年が経過する日が属する年度までを第1段階、3年度から5年度を第2段階、6年度以降を第3段階として表記をしております。

また、活動内容に記載されております「地域づくりの目標等をまとめた計画の策定」という文面は、これは制度(案)A-3-5の地域協議会の活動内容の文面と整合をさせました。

また、課題解決事業については、段階ごとに事業数を1から3事業と書いていますが、第2段階と第3段階につきましては、福祉の事業について、うち1つは取り組んでくださいという表記にしております。やはり福祉分野の事業というのは、地域の中でも重要な課題でありまして、市としても地域協議会に担い手になっていただいで進めていきたい事業であると考えていますので、このような表記をさせていただきました。

実際の地域協議会の動きですが、設立5年目の陶と、設立4年目の篠岡

で既に福祉の事業等を実施されておりまして、目指すべき方向性ですとか、その年数については、概ね妥当なものではないかと考えています。

右隣の3ページの解説をご覧ください。

先ほど申し上げました準備段階の説明と活動内容についての概要を記載しております。

その下の真ん中の課題解決事業のところですが、幅広いものが想定されることからいくつか事例を紹介しております。例えば防災分野の事業では、学区防災訓練や避難所運営マニュアルの作成、福祉分野においては「しのおか おたすけ隊」のような高齢者の生活支援、防犯分野では交通安全の見守り活動、環境分野では清掃活動、青少年健全育成分野では、児童の登下校の見守り活動、地域文化の分野では、地域の歴史や風土の学習や広報活動などを例として挙げました。ただ、ご意見にもありましたように、地域の課題というのは地域によってさまざまであることから、この限りではないと考えています。

また、これはまだ調整中ですが、今現在設立されている全ての協議会で助け合い交付金の上限額まで使っていないような状況であります。そういったところも踏まえ、今後活動段階というのを定める中で協議会の設立年数ですとか活動状況によって、地域助け合い交付金を交付額の上限を調整するといったことも視野に入れていることを併せてご報告させていただきます。

4ページ目をご覧ください。

こちらが地域協議会の計画などの定期的な報告B-4、認定内容に変更が生じたときB-5についてまとめてあります。

ご意見では、計画と報告は年1回とありますが、予算を大枠でとり、柔軟に活動できるようにしてはどうかということが入れられました。現状、市としましては、地域協議会から新しい事業をやりたいというお話があれば、その都度協議を行って、地域づくり事業費の中で流用したり、事業を新しく立ち上げたりと、ある程度柔軟な対応をとっているところです。

また、報告先は課ではないかというご意見については、事務手続きは事務局の協働推進課が行いますが、制度上は市長が行うという取り扱いとなります。

それらを受けて修正したところは、今回は特にございません。

解説につきましても、報告や手続についての考え方を簡単に記載させて

いただいております。

最後、5 ページ地域協議会の解散 B-6、認定の取り消し B-7、細かい手続き B-8 についてまとめて記載をしております。

解散するときは、何をもって解散とするか、再設立する場合はどうなるのかといったご意見をいただいております。取り消されたときのフォローがあってもいいというご意見をいただいております。

それを踏まえて市の考え方としましては、地域協議会解散届が出された場合というものは、事務手続上受理をして、告示を行って解散という流れにはなりますが、市として地域協議会は必要な組織であるという考えがありますので、実際には、そういう解散又は認定の取り消しにならないよう、事前の調整だとか協議というのは行っていきたくと考えています。

また、解散や取り消しが実際に仮にあったという場合についても、実際に地域に入って行って、再度設立するようなことで地元の調整を行っていきたくと考えています。

また、詳細な手続はあまりないほうがいいのかというご意見をいただいておりますが、この運用で書き切れない内容については、制度方針やガイドブックなどに定めるという意味で、別に定めるという趣旨になっております。

これらの意見を受けて、認定の取り消しを行うときは、地域協議会推進市民会議にて諮るものというところを文面の中で追加しております。解説には、そのような内容が記載をされております。

説明につきましては、以上です。

【加藤会長】

ありがとうございました。

それでは今の説明、運用（案）、資料 3 について、同じようにペアで今度は 5 分間話し合いを行っていただき、発表していただきたいと思います。それでは、お願いします。

（5 分間話し合い）

【加藤会長】

時間になりましたので、今度は逆回りで宮嶋委員のペアからご意見やご質問をお願いします。

【宮嶋委員】

2 ページの活動段階の中で、第2段階、第3段階では「課題解決事業（2事業以上。うち1事業は福祉分野の事業を含む）」と記載があります。これは必ず福祉分野の事業を含めないと認められないというものかどうか教えてください。

例えば福祉分野の事業としつつも防犯分野の事業も含まれている場合ですとか、名称としては福祉事業という名前は使わないかもしれないけれども、ちゃんと高齢者の生活支援活動等が含まれている内容の事業になっている場合は認められるなど、どのように取り扱うことになりますか。

【事務局】

福祉分野の事業の例示の中で紹介しますと、高齢者の生活支援活動とは現在「しのおか おたすけ隊」があり、一人暮らし高齢者などの自宅の電球交換や家具の移動、草刈りや枝の剪定などのような生活支援活動を行うイメージとなります。

防犯と福祉両方の意味合いを持つ事業ということであれば、どちらが主の事業であるかというところが1つのポイントになると思います。

また、課題解決事業のうち1事業を福祉分野の事業とする根拠ですが、地域協議会の活動としましては、イベントなどの交流促進事業、また防災訓練、高齢者の生活支援活動などの課題解決事業というのがあります。今後、人口減少や少子・高齢化が進行していく状況の中で、高齢者の生活支援などの福祉分野の事業というのは、支え合い・助け合いの地域づくりをしていくに当たっては、大変重要だと考えています。そういう意味から、地域協議会がどんどん発展していく段階において、福祉分野の事業を要件とするのは必要ではないかという考えのもと、2段階以降で入れさせていただきました。

【加藤会長】

ありがとうございました。それでは、山田委員お願いします。

【山田委員】

全体的にわかりやすくなったと思います。

ただ、細かいことですが、2ページの準備段階「住民の意識の醸成」という言葉が、何か小難しいと思いますので、「地域住民の意識を高める」という表現の方がなじみやすいと思います。

【加藤会長】

ご提案ありがとうございます。

それでは、小柳委員お願いします。

【小柳委員】

3ページの地域協議会で行う課題解決事業の解説でいろいろと例示していただきました。今現在、私どもは3あい事業、自主防犯パトロール隊など区で補助金をいただきながた実施しています。それぞれ所管するのが、生涯学習課と市民安全課と手続きが別の課になり、そこの調整や事務手続きが非常に大変です。

また、これを地域協議会でどうしていくかということになると、桃ヶ丘小学校区では8つの区があります。その中の桃ヶ丘第1区では、約40名の隊員で毎週水曜日午後8時から約1時間、夜間パトロールでやっていますが、そういうことをよそのところに波及していくことはなかなか難しいかなというように思います。こういう区で実施している活動と地域協議会の活動をどう結びつけていくかということを経務局としてはどのようにお考えになっているかを教えてください。

【加藤会長】

既存の事業をどうこの地域協議会と結びつけていくのか、事務局お願いします。

【事務局】

小柳委員がおっしゃるとおり、地域協議会は、既存の区で取り組んでいる事業というのを全て移管するものではないです。区の活動だとか3あい事業などを尊重しつつ、1つの区では解決が難しいようなもの、広域で実施した方がより効果的で効率的というものもあると思いますので、そのようなものは小学校区単位の地域協議会において取り組み、よりよい地域づくりを進めていこうとするものです。

区は、地域と人、さらに地域と市をつなぐ地縁の組織と私たちも認識しております。地域にはなくてはならない存在だと思っております。そういうことから、地域協議会を設立した後も組織の構成団体の中心的な役割を果たしていくことは十分理解しておりますので、区と地域協議会の住み分けについても今後考えていく必要があると思っております。

【加藤会長】

ありがとうございました。それでは、深谷委員お願いします。

【深谷委員】

活動について、各地域協議会で事業を発案し、模索し、実行しています。今後、協働推進課から全体で統一して実施する事業が出てくる可能性はありますか。

【事務局】

現時点で立ち上がっている地域協議会で統一してこういうことをやってくださいということをして市からお願いをする考えはありません。

【深堀委員】

5 ページの協議会の認定の取り消しという項目で、認定の取り消しを行うときは地域協議会推進市民会議に諮るものとするとしていますが、16小学校区全て地域協議会が立ち上がったら、もうこの会議はなくなるのではないのでしょうか。

【事務局】

推進には、設立の推進と地域協議会の活動の推進という2つの側面がありますので、市内16小学校区全てで地域協議会が立ち上がったとしても、それで解散というわけではありません。

【深堀委員】

3 ページの事例に関することですが、サロンは、社協から全部支援を受けていて、手続きも全部社協となっています。地域協議会が立ち上がったら、市でサロンの手続きをまとめることはないですか。というのは、わざ

わが社協からいただかなくても地域協議会の予算の中でサロン活動のために必要な予算というのは組めると思います。そういうふうに制度そのものも変えていけるのかなという感じがしました。

【事務局】

今のサロンに関するご意見について、協働推進課が単独で決められることではありません。実施主体の小牧市社会福祉協議会と今後検討していきたいと思います。

【加藤会長】

それでは、大杉委員お願いします。

【大杉委員】

2ページの活動段階B-3、準備段階が入ったということで、全体がよくわかる流れになったと思います。それぞれの経過年数が縮まることによってスピードアップも感じますので、これも結構なことだと思います。

1つ意見として、第1段階のところに、企業でいうと中期目標のような目標設定を1つ加えていただくことを検討していただいたらどうかと思います。それを見直していく、ブラッシュアップしていくという考え方を入れていただいたらどうかと思います。

【加藤会長】

中期目標を入れて、途中で評価するという手法をいれてはどうかという意見ですね。

では、坂下委員お願いします。

【坂下委員】

地域協議会の活動の枠組みをいろいろ決めていってしまうと、かえって堅苦しいかなと思いました。多くの方の参加を呼びかける1つの取組みとして、小牧原小学校区地域協議会では生徒に小牧原小のゆるキャラを募集して、クリアファイルなどを作成することで地域協議会のことを浸透させていく機会にしていく事業に取り組んでいますので、一例として紹介させていただきます。

【加藤会長】

ありがとうございました。

それでは、秦野委員お願いします。

【秦野委員】

2ページと3ページについてです。準備段階で予算を検討していくことになりませんが、予算が1協議会で100万単位の結構な予算になると思います。今までの区単位でやっているような事業予算をかなり上回る額が計上されることになり。それを初めて地域協議会総会等で示されたときに、地域の皆さんは結構驚かれると思います。その辺りの金額の根拠をきちんと情報公開し、透明性をもって運営していくことについて運用の中で示すことなどがすごく大切だと思います。

あともう1つは、活動段階の1段階、2段階、3段階ありますけれども、チェックして改善をしていく、PDCAのCA部分を皆さんで考えながら、何が課題でどういうふうにしていこうかということ、予算面に対しても、事業面に対しても、内容を精査するというのは大事だと思います。

【加藤会長】

さっき大杉委員が言われたのと同じですね。途中で中期目標を立ててPDCAを回そうというチェック強化の話と、それから予算の透明性の確保することについて、事務局いかがですか。

【事務局】

事業に関する予算については、総会等で公開して審査や報告しています。ただ、PDCAサイクルをどこまで皆さんに見ていただくかというのは、今後の課題だと思っています。

【加藤会長】

それでは、吉田委員お願いします。

【吉田委員】

他の市町村に視察に行くといったことについても、活動として認められ

ることということについては、とてもいいことだと思いました。

【加藤会長】

ありがとうございます。それでは、一戸委員お願いします。

【一戸委員】

次回の会議が、5月ということで間が空いてしまうので、2月か3月にもう一度推進市民会議を開いて今年度の総括と来年度の計画を共有してはどうでしょうか。

また、現在立ち上がっている地域協議会も含め、活動拠点となる事務所は必ず必要になると思います。その事務所に常設の電話を設けることも必要だと思えますし、地域協議会の役員の方がいつでも話し合いができるような場所をぜひ作ってほしいと思いますが、いかがですか。

【事務局】

本年度は当初から4回程度で、この認定制度についてまとめていきたいと考えていました。今年度残りの期間は、この会議でいただいたご意見を踏まえて整理をさせていただき、制度の策定に向けて手続きを進めたいと考えています。

事務所については、関係する教育委員会や各区の会館など公共施設の活用を引き続き行っていきます。電話については、常設するのも一つですが協議会として携帯電話を契約して保有しているところもありますので、そのような方法も含めて検討を行っていきます。

【加藤会長】

ありがとうございました。

本日の議事については、以上です。この先、協働の推進のためには皆さんのお力が必要なので、今後も引き続きよろしくをお願いします。

【事務局】

では、次回は平成31年5月頃を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、最後に椙山女学園大学の伊藤先生に総括をお願いしたいと思います。

います。

【伊藤委員】

相山女学園大学の伊藤でございます。小牧市外に居住していますが、この会議に参加させていただいて、非常に楽しかったです。小牧の皆さんがよりよい暮らしというのをつくっていくときに、地域というもののコミュニティをどう捉えていて、どうつくり上げていこうとされているか、その基盤の話がされており、様々な課題を抱えておられるところがわかりました。

1つ確認ですけれども、目的A-1のところ、「地域を包括し」という表現が入っています。これは新しく入った表現なのか、前から入っていた表現か、確認させていただいてよろしいですか。

【事務局】

これは今回新たに入れさせていただいたものです。地域協議会は、地域で活動する様々な組織と連携をする組織となります。決して各種団体の上位に位置するというものではなく、こういうネットワークを構築するための組織ということで付け加えさせていただきました。

【伊藤委員】

ありがとうございます。それを伺って安心しました。この一言が入ったことがすごく大きいと思います。

地域というものは、住まわれている方がベースということは間違いない。なぜかという、そこは生活の場だからです。でも、その生活をしている場所のところには、いろんな人たちが今関わっていて、住んでいる人たちだけではコミュニティを作っていけないというのが正直言っております。

もちろん、生活の場なので主体としては住民がメインになっていくんですが、いろいろな人が緩やかにつながっていった地域を支えるという活動に今変わろうとしている、だからこそ地域協議会が必要であるということです。

小柳委員がおっしゃられたように、地域協議会が全部のニーズに応える場所ではないです。だけれども、生活の場というものをベースにしていくということについては否定をしようがなく、ベースに関わっている人た

ちを緩やかにつないだり、あるいは場合によっては離れていくことも起き得ると思います。この場合、地域協議会の解散も想定されているわけですが、その中でいかに小回りがきいて、かつ連携ができて、支え合いと助け合いができるということにかかってくる。その点は今回、包括という言葉に入ってくることで、地域の支え合い・助け合いというものにつながると思っています。それがいわゆる多様性につながるところでもあるし、最終的には地域の活性化につながっていくと思います。

行政的な制度ではこぼれていく可能性があります。今日意見で出ていたように、幾つかの事業に分かれていて、どうしても市としては縦割り行政でやらざるを得ない、単年度決算でやらざるを得ないというところをどうやって地域の人たちがそこを何とかつないでいけるかというすごく大事な場をつくらうとしている会議で、皆さんから積極的にご意見をいただいて、内容としては非常によかったと思います。

そういうことを小牧市の将来に生かすような展開になっていけばいいのかなと思って伺っていました。ありがとうございました。

【事務局】

伊藤先生、ありがとうございました。そういうご意見も踏まえ、今後よりよい制度にしていきたいと思っております。

最後に、市長公室地域協働担当部長の山田から一言ごあいさつをさせていただきます。

【山田地域協働担当部長】

委員の皆様には、長時間にわたりまして会議でご意見をいただき、ありがとうございました。

今後、事務的な作業に入りまして、一応今回で今年度の推進市民会議は終了ということを考えています。

市としましては、今後の人口減少・少子高齢化を踏まえ、地域の皆さんと支え合い・助け合いの活動をどう広げていくかというところがポイントと考えています。その核となる組織が、この地域協議会という位置づけをしております。したがって、今まで以上に、地域協議会の設立が推進され、また活動も活性化していくようになることを目指して、今回、その制度化に向けた様々なご議論をいただいたところでございます。

本日いただきました意見を今後事務局で検討を重ねまして、来年度には制度化していきたいと考えていますので、引き続き委員の皆さんにはお力添えいただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

【事務局】

それでは、以上をもちまして第4回の小牧市地域協議会推進市民会議を閉会させていただきます。皆さん長時間にわたり、どうもありがとうございました。